

## ○災害時等における規制除外車両の確認に関する内規

令和5年8月24日

公安委員会内規第6号

### (趣旨)

第1条 この内規は、災害時等における規制除外車両であることの確認（以下「規制除外車両の確認」という。）等に係る事務手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規制除外車両 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、交通の規制（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第155条第1項の規定に基づく交通の規制をいう。）の対象から除くものとして山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急通行車両等（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定による災害応急対策、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による地震防災応急対策、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定による緊急事態応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条により災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる国民の保護のための措置を実施するために使用される車両をいう。）を除く。）をいう。
- (2) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災対法施行令第1条に規定する原因により生ずる被害をいう。
- (3) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- (4) 災害時等 山口県若しくは山口県に隣接し、若しくは近接する地域に災

害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている時又は武力攻撃事態等をいう。

(事前届出の対象)

第3条 規制除外車両の確認に係る事前届出（以下「事前届出」という。）の対象は、人命救助及び輸送施設等の応急の復旧に必要な車両であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器及び医療資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。以下同じ。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

2 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

(事前届出の手続)

第4条 事前届出を行う者（以下「事前届出者」という。）は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

2 事前届出に際しては、事前届出者から規制除外車両事前届出書（別記第1号様式。以下「事前届出書」という。）2部及び車検証の写し並びに次の各号いずれかの書類の提出を受けるものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (2) 医薬品、医療機器及び医療資材の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (3) 患者等搬送車両であることを確認することができる写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの）

3 前項の事前届出は、同項に規定する書類を交通部交通規制課又は使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、公安委員会に提出することにより行うものとし、公安委員会は提出された書類に不備がないと認める場合は、規制除外車両事前届出済証（別記第1号様式。以下「除外届出済証」という。）を事前届出者に交付するものとする。

4 第2項の事前届出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年山口県規則第80号）の規定の例により、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により提出を受けることができる。

(除外届出済証の再交付)

第5条 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損、若しくは破損し

た旨の申出を受けた場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。

(除外届出済証の返納)

第6条 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させるものとする。

(事前届出の処理経過)

第7条 公安委員会は、規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)(別記第2号様式)を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(事前届出者等に対する指導)

第8条 公安委員会は、事前届出の適正な運用を図るため、事前届出者等に対して、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の保管方法等についての指導を行うものとする。

(災害時等における確認手続)

第9条 公安委員会は、災害時等に、規制除外車両の確認の申出があった場合は、規制除外車両確認申出書(別記第3号様式)及び次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

- (1) 事前届出がなされている車両除外届出済証
- (2) 前号以外の車両車検証の写し及び規制除外車両に該当することを示す書類

2 公安委員会は、規制除外車両の確認を行った場合には、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第4の標章及び規制除外車両確認証明書(別記第4号様式)を交付するものとする。

3 事前届出がなされている車両に係る規制除外車両の確認の申出については、事前届出がなされていない車両に係る規制除外車両の確認の申出に優先して取り扱うものとする。

(確認の処理経過)

第10条 公安委員会は、規制除外車両確認証明書交付簿(別記第5号様式)を備え付け、規制除外車両の申出の受理、規制除外車両確認証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(事務の専決)

第11条 この内規に関する事務は、警察本部長に専決させるものとする。

(その他)

第12条 この内規の施行に関して必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規の施行の際現に改正前の災害時等における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する内規(平成9年山口県公安委員

会内規第3号)の規定により交付されている緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証の取扱いは、なお従前の例による。

別記第1号様式（第4条関係）

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書  年 月 日  山口県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  山口県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部(交通規制課)、交通検問所又は警察署に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		( ) 局 番
	氏名		
活動地域			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は本部に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



第3号様式（第9条関係）

山口県公安委員会 殿		年 月 日
規制除外車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号表に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	( ) 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式（第9条関係）

第 号 年 月 日 規制除外車両確認証明書 山口県公安委員会 印	
番号表に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
活動地域	
車両の使用者	住所  ( ) 局 番
	氏名又は名称
有効期限	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

